

もしものときに  
安心プラス!

〈地銀協〉

3大疾病保障 特約付  
リビング・ニーズ 特約付  
団体信用生命保険制度

死亡  
または所定の  
高度障害

3大疾病  
がん  
脳卒中  
急性心筋こうそく

リビング  
・  
ニーズ

「万が一」にも「3大疾病(がん・脳卒中・急性心筋こうそく)」にも、  
住宅ローン返済の不安に備えをプラス!

死亡または所定の高度障害状態に該当したら

住宅ローン残高が

がん と診断されたら

住宅ローン残高が

3大疾病

脳卒中・急性心筋こうそく

で所定の手術を受けたら  
または所定の状態が60日以上継続したら

住宅ローン残高が

リビング・ニーズ

余命6カ月以内 と診断されたら

住宅ローン残高が

0円

..... 夫婦・親子等による連帯債務の場合、住宅ローン残高が残ることもございます。.....

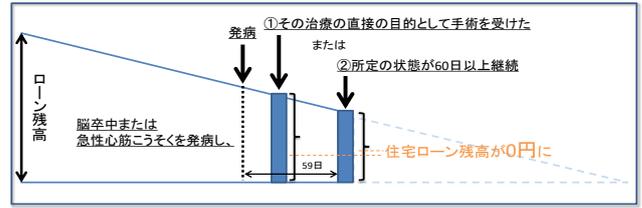
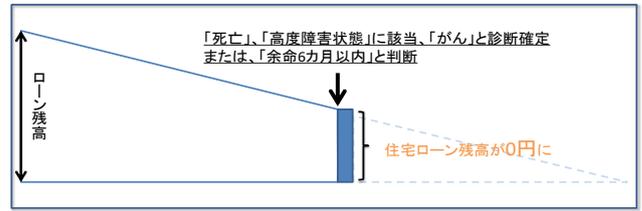
ご利用には所定の条件がございます。  
くわしくは裏面をご確認ください。

各種 【店頭表示金利】  
住宅ローン金利 + 年 0.2%

◎ご利用いただける方

新規で阿波銀行の住宅ローンをご契約いただける方で、お借入れ時の年齢が満18歳以上満51歳未満、最終ご返済時の年齢が満76歳未満の方。※ただし、ご契約いただいた住宅ローンによっては条件が異なる場合がございます。

◎お支払いイメージ



◎上乗せ金利と保険のしくみ

○阿波銀行が保険料を負担しますので、お客さまのご負担はございません。  
 ※ただし、3大疾病保障付での **ローン金利は年0.2%上乗せとなります。**  
 ○所定のお支払い事由に該当された場合、住宅ローン残高相当額が保険金として保険会社から当銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。（この場合も、利息の一部等をご負担いただく場合があります）

一般社団法人全国地方銀行協会3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団信制度の概要							
特 徴	3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団信制度は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、その会員銀行（以下、銀行といいます）を保険金受取人とし、銀行から融資を受けている賦払債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である銀行に支払い、その保険金を被保険者の債務の返済に充当するしくみの団体保険です。						
お支払い事由	死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき					
	リビング・ニーズ特約保険金	保険期間中に余命6カ月以内と判断される時※リビング・ニーズ特約保険金のご請求がないまま、死亡保険金のご請求をした場合、リビング・ニーズ特約保険金より少額の保険金が支払われる可能性があります。					
	高度障害保険金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき					
	3大疾病保険金	悪性新生物	保険期間中に所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき ただし、次の場合を除きます。 ・保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ・保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ・保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき ※所定の悪性新生物には、上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。				
		脳卒中	次のいずれかの状態に該当されたとき 保障開始日以後の疾病を原因として、所定の脳卒中を発病し、 ①その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき 【平成27年10月1日以降に受けた手術が対象】 または ②その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき				
急性心筋こうそく		次のいずれかの状態に該当されたとき 保障開始日以後の疾病を原因として、所定の急性心筋こうそくを発病し、 ①その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき 【平成27年10月1日以降に受けた手術が対象】 または ②その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師により診断されたとき					
保険金額等	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（通減）します。加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の会員銀行からの借入れも含めて、「地銀協住宅ローン団信制度」、「地銀協がん団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」、「地銀協ライフサポート団信制度」、「地銀協ダブルサポート団信制度」および「地銀協引受緩和団信制度」を通算して2億円となります。限度額を超える保険金についてはお支払いいたしません。						
保険金が支払われない場合  (被保険者が右記のような事由に該当する場合は、保険金等をお支払いできないことがあります。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>解除・免責等により保険金をお支払いできない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・死亡保険金 ・リビング・ニーズ特約保険金 ・高度障害保険金</td> <td>(1)「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知され「告知義務違反」として解除されたとき(2)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合(3)保障開始日から1年以内に自殺されたとき(4)戦争・その他の変乱により死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ特約金のお支払事由に該当されたとき(5)被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約金のお支払事由に該当されたとき(6)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ特約金のお支払事由に該当されたとき(7)反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大な事由に該当し、契約が解除されたとき(8)保障開始日より前に発生した障害または疾病を原因として高度障害状態になられたとき</td> </tr> <tr> <td>・3大疾病保険金</td> <td>(1)「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知され「告知義務違反」として解除されたとき(2)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合(3)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき(4)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき(5)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき(6)反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大な事由に該当し、契約が解除されたとき(7)保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	解除・免責等により保険金をお支払いできない場合	・死亡保険金 ・リビング・ニーズ特約保険金 ・高度障害保険金	(1)「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知され「告知義務違反」として解除されたとき(2)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合(3)保障開始日から1年以内に自殺されたとき(4)戦争・その他の変乱により死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ特約金のお支払事由に該当されたとき(5)被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約金のお支払事由に該当されたとき(6)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ特約金のお支払事由に該当されたとき(7)反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大な事由に該当し、契約が解除されたとき(8)保障開始日より前に発生した障害または疾病を原因として高度障害状態になられたとき	・3大疾病保険金	(1)「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知され「告知義務違反」として解除されたとき(2)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合(3)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき(4)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき(5)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき(6)反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大な事由に該当し、契約が解除されたとき(7)保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき
名 称	解除・免責等により保険金をお支払いできない場合						
・死亡保険金 ・リビング・ニーズ特約保険金 ・高度障害保険金	(1)「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知され「告知義務違反」として解除されたとき(2)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合(3)保障開始日から1年以内に自殺されたとき(4)戦争・その他の変乱により死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ特約金のお支払事由に該当されたとき(5)被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約金のお支払事由に該当されたとき(6)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ特約金のお支払事由に該当されたとき(7)反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大な事由に該当し、契約が解除されたとき(8)保障開始日より前に発生した障害または疾病を原因として高度障害状態になられたとき						
・3大疾病保険金	(1)「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知され「告知義務違反」として解除されたとき(2)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合(3)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき(4)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき(5)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき(6)反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大な事由に該当し、契約が解除されたとき(7)保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき						
保障開始日	融資実行日（借り換え融資の場合は、借り換え日）または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日						
これらの契約からの脱退	○融資を受けた銀行の賦払債務者がなくなったとき○融資について期限の利益を失ったとき○保険金のお支払事由に該当したとき○所定の年齢に達したとき						
告知に関する事項	・この保険への加入申込みの際に、「申込書兼告知書」でおたずねする過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。 ・この書面による告知は、生命保険会社が公平にご加入をお引き受けするかどうかを決める重要な事項ですので、過去の傷病歴、告知日（記入日）現在の健康状態、身体の障害状態などについて、この「申込書兼告知書」でおたずねすることにより、必ず加入申込者ご本人が事実をありのままに正確にもれなく告知（記入）してください。 ・なお、告知いただいた健康状態によっては、ご加入をお断りする場合がございますのでご了承願います。						
保険正式名称	3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険						
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事会社：明治安田生命保険相互会社)						

・上記「一般社団法人全国地方銀行協会3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団信制度の概要」は、地銀協3大疾病特約付リビング・ニーズ特約付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。 ・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」、および「申込書兼告知書」裏面の「3大疾病保障特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。